都道府県・ 政令指定都市名

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

ſ	局		果(室)	名	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
ı	担	当	職	ā	数	7 人 (専仟 7 人, 兼仟 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

Ī	名			称	秋田県女性の活躍推進本部		
Ī	設置年	月日(西曆)•	根 拠	2015年10月8日	根拠:	秋田県女性の活躍推進本部設置要綱
I	長	の	役	職	知事		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等の名称	秋田県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間(西 暦)	2021 年	4 月~	2026 年	3 月	
名 称	第5次秋田県男女井	卡同参画推進計画			
改定・見直しの予定時期	2026	年4月		未定の場合	
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である	1				
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成					

問5 男女共同参画に関する条例

カス六円を凹に戻りる木門		
有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2002年3月29日
	施行日(西暦)	2002年4月1日
	最終改正日(西暦)	
	改正内容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
赤の物口	2. 特に検討していない	

審調	養会等多	を員へ	のす	性の登用		調査	時点コート	1:2	022年4月	1日	2:	その他(i	西暦)			
	目	標	ſi	i i		(西暦)	2025	年度まで	40	%						
		12%	"													
	根		技	T.					第5次	秋田県男女	ス共同参画	i推進計画	回 2021年	₹4月1日		
目標	票設定の	対象で	ある	審議会等の範囲	1			は政令により 条例により				により設	置されてい	る委員会等	(地方自治	台法第18
	票設定の	対象で	ある	審議会等におけ	る登用状	調査問	持点コード	1	審議会	会等数(78)うち女性	生委員を含む)審議会等数(72)
況							延総委	員等数(989)延女性	委員等数(333)	女性比率(33.7)
地方	自治法	(第202	2条 σ	3)に基づく審議	会等にお	調査時	持点コード	1	審議会	会等数(80)うち女性	生委員を含む)審議会等数(72)
ける	登用状:	兄					延総委	員等数(1,318)延女性	委員等数(362)	女性比率(27.5)
				方公共団体に置		調査問	持点コード	1	審議会	会等数(37)うち女性	生委員を含む)審議会等数(33)
ばな	らない	議会	等に	おける登用状況			延総委	員等数(766)延女性	委員等数(189)	女性比率(24.7)
地方	自治法	(第180)条0)5)に基づく委員	会等にお	調査問	き点コード	1	審議会	会等数(9)うち女性	生委員を含む)審議会等数(7)
ける	登用状:	兄					延総委	員等数(61)延女性	委員等数(15)	女性比率(24.6)
目標	票值以外	の目標	設定	2												
		人	材名	簿作成の有無		1. 有 2	. 無 3. 作	成予定有	1	有の場合、	1. 公表	2. 非公表	₹ 2			
女性		人	材名	簿が有る場合		掲載人数	Į.	人	(年		月現在))		
登						人材育成	事業の実施	の有無(1.	有 2. 無)	2						

問7 女性公務員の採用・登用状況

入江公切员	の休用・室用仏流												
閏7-1 管理職 (の在職状況		調査	侍点コード	1:2	1:2022年4月1日			その他(西	暦)			
		管理職総数						女 性 管 理 職			の内	訳	
			うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性 比率(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	几平(%)	(E)	数(F)	比率(%)	(G)	数(H)	比率(%)
本庁	計	255	21	8.2	21	2	9.5	71	3	4.2	163	16	9.8
7777	うち一般行政職	203	20	9.9	19	1	5.3	44	3	6.8	140	16	11.4
支庁·地方事	計	103	5	4.9	3	0	0.0	28	0	0.0	72	5	6.9
務所等	うち一般行政職	59	5	8.5	3	0	0.0	8	0	0.0	48	5	10.4
全体	計	358	26	7.3	24	2	8.3	99	3	3.0	235	21	8.9
土体	うち一般行政職	262	25	9.5	22	1	4.5	52	3	5.8	188	21	11.2
再掲	警 察 関 係	68	0	0.0	0	0		36	0	0.0	32	0	0.0
++31%)	教育委員会	17	0	0.0	0	0		2	0	0.0	15	0	0.0

委員の公募(1.有2.無)

その他

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	022年4月1	1日	2:-	その他(西	暦)	
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計 うち一般行政職	907 732	136 127	15.0 17.3	398 231	71 65	17.8 28.1	
支庁·地方事 務所等	計 うち一般行政職	1,213 925	272 204	22.4 22.1	632 299	164 103	25.9 34.4	
全体	計 うち一般行政職	2,120 1,657	408 331	19.2 20.0	1030 530	235 168	22.8 31.7	
再掲	警 察 関 係 教育委員会	271 397	35 155	12.9 39.0	451 87	42 51	9.3 58.6	

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日~2022年3月31日)

		ſ	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		課長補佐					
		課長相当職	うち女性	女性	相当職	うち女性	女性	係長相当職	うち女性	女性
		(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)
本庁	計	45	6	13.3	70	19	27.1	45	10	22.2
4/1	うち一般行政職	38	6	15.8	52	18	34.6	27	8	29.6
支庁·地方事	計	21	4	19.0	60	18	30.0	44	15	34.1
務所等	うち一般行政職	14	3	21.4	52	18	34.6	22	9	40.9
全体	計	66	10	15.2	130	37	28.5	89	25	28.1
王体	うち一般行政職	52	9	17.3	104	36	34.6	49	17	34.7
再掲	警 察 関 係	11	1	9.1	29	6	20.7	39	8	20.5
一一元	教育委員会	6	0	0.0	27	14	51.9	5	1	20.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

4 <u>7 7 71</u>	<u>' 11 7</u>	TIPT	3E/13	77 77 ME	× >< >	こうのチャ	<u> </u>				
	勤務	昇試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の 推薦	経 験	遠隔地で の長期研	遠隔地での	本人の布	その他
	成績	面接のみ			四1女	推廌	年 数	修(4週間 以上)	勤務経験	望	Ç. V. (2)
課長級	0		0			0	0				
補佐級	0		0			0	0				
係長級	0		0			0	0				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日~2022年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	1,112	150	13.5
昇	格	試	験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日~2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性数(人)	女性比率
全体	224	71	31.7
うち 上級	140	48	34.3
うち一般行政職	119	46	38.7
うち 上級	77	31	40.3
うち警察関係	72	13	18.1
うち 上級	36	5	13.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
 - 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	秋田県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(旧姓の使用) 第二条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法律及び条例等の規定に反するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2: その他(西暦)	

Ī	叶巛. 在继答					
	防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率
	30	0	0.0	3	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

				I	II. #n		
名 称	秋田県北部男女共同	参画センター		愛称・追	称 北部ハー	モニープラザ	
設置年月日(西暦)		2002年7月30日				1. 単独施設	2. 複合施設
所在地等	ļ	-8552 FAX番号 kita-h-danjo.jimdofre					
管理·運営主体	1. 施設管理	その他(特定非営利活動法力	、秋田県北エヌピー	-オー支援セ:	ンター)
	2. 事業運営	直営(担当部局名: 指定管理者(名称: その他(特定非営利活動法人	、秋田県北エヌピ・	−オー支援セ:	ンター))
職員数	常勤 3	人、 非常勤	1 人	予算額 2	022年度	10,439	千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	O 2. 講座(主) 3. 相談事業 O 4. 情報収集 5. 苦情処理 O 6. 交流促進 7. 企業・NF 8. 国際交流 9. 調査研究	会(主な事項 な事項: な事項: 食(主な事項 ・提供(主な事項: 食(主な事項 食(主な事項 の法人との連携・働き で、海外派遣事業(主な ででは、な事項 では、な事項:	がけ(主な事項:	センター通信 日女共同参画の推 男女共同参画 野女共同参画 を流サロンの設置	進に関する講 に関する情報	 最の提供	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	秋田県中央男女共同参画センター 愛称・通称 ハーモニープラザ	
設置年月日	(西暦) 2001年4月1日 施設形態 2 1. 単独施設 2	2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 010-0001 住 所: 秋田県秋田市中通二丁目3番8号(アトリオン6階) 電話番号: 018-836-7853 FAX番号: 018-836-7854 ホームページ: http://www.akitawmc.com/	
管理·運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: 〇 指定管理者(名称: NPO法人いきいきFネット秋田 その他(2. 事業運営 直営(担当部局名: 〇 指定管理者(名称: NPO法人いきいきFネット秋田))))
職員数	その他(常勤 5 人、 非常勤 5 人 予算額 2021年度 15,822	千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの: 〇	 ○ 1. 広報啓発(主な事項 ○ 2. 講座(主な事項: ○ 3. 相談事業(主な事項一般相談等 ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ○ 5. 苦情処理(主な事項: ○ 6. 交流促進(主な事項 ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: 9. 調査研究(主な事項: 10. その他(主な事項: 	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	秋田県南部男女共同]参画センター			愛称・通称 南部ハー・	モニープラザ	
設置年月日	(西暦)	2002年7月30日	3		施設形態 2	1. 単独施設	2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 013-004 電話番号: 0182-33	_ ///	火田県横手市神明1 0182-33-		•		
	ホームページ: http://w	ww.akita-south-jender.o	rg/				
	1. 施設管理	直営(担当部局名:)
管理·運営主体	0	指定管理者(名称:	特	宇定非営利	舌動法人秋田県南N	IPOセンター)
	- + 416 VER 436	その他()
	2. 事業運営	直営(担当部局名:	4-			100 les #)
	0)	
		その他()
職員数	常勤 2	人、非常勤	2 人	予算額	2021年度	10,692	千円
主な事業	O 1. 広報啓到	発(主な事項 センター通信	言等の発行)
	〇 2. 講座(主	な事項: 男女共同参	画の推進に関する	冓座)
男女共同参画・女性に		業(主な事項:		7 = +0 0 4	- m)
関するもの		集・提供(主な事項: り 里(主な事項:	男女共同参画に関す	る情報の扱	是供)
		≆(エな争項: 隹(主な事項 交流サロン(の設置、イベントの写	と 施)
※ 実施しているもの: O		PO法人との連携・働きか		~~~)
	8. 国際交流	流・海外派遣事業(主な事	項:)
		党(主な事項)
	10. その他(主な事項:)

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Γ	名 称		基金・基本財産額	千円
	設置年月日(西暦)	出資者		

間10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協	2	1. 有 問10-2	加盟団体数	
議会等の有無	_	2. 無 名称等:	会 員 数	
問10-3 地方公共団体からの助	2	1. 有		
成・委託事業実施の有無	2	2. 無		
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行		
		3. 広報啓発パンフレット作成		
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
 - 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 :

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 〇 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 3. その他
- 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

ı	担当内(叩)妹(主)別官のガダ共内参画・女任民体)	7 弄		
	事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備考
	関係予算総額(施設整備費を除く)	76,082	152,734	
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.03 %	
	男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14	公共調達における	男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定
	1 公共工事の競争参	か資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0
	2 物品の購入等の競	等かのでは、おける男女共同参画等の項目の設定	0
	3 総合評価落札方式	ての一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0
	4 その他の公共調達	Eにおける男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札	又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守	r業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公	募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザルカ	5式における評価項目の設定	
L	(5) その他(内容:		

↓(具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			事の競争 参加資格 審査における の 多画等の	購入等の 競争参加 資格審査に おける男画 共同項目	札を実施し	4 その他の連男参目の記事の選別を表示を表示の選別を表示の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			0	
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			0	
	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目	0	0		
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	0	0		
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			0	
	13)	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	, ~ .	六川多岡寺で推進している正木の豆味・砂定・砂皿、衣衫削皮の状が				
			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度		
企業	業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)					
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0		
	3	役員に占める女性割合に関する項目				
選	4	管理職に占める女性割合に関する項目				
定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0			
等	6	その他「登用促進等」に関する項目	0			
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0			
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0		
	9	短時間正社員制度の導入				
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0			
	11	ワーク・ライフ・パランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)				
	12	その他				

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女イキイキ職場宣言事業所協定(2、5、6、7、8、10)
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	秋田県女性の活躍推進企業表彰(2)、あきた子育て応援企業表彰(2、8)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	あきた女性の活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	秋田県男女の意識と生活実態調査	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 5 年毎	
公表主体 (※ 該当するもの: 〇)	0	2. 統計情	報に関す	な性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) る事務を総括的に所管する課(室) な性のための総合的な施設の指定管理者	
(1. 2.2 / 55.1.5)		3. ガダ共4. その他		くはのための 応 6 的な 応設の 指定 官 垤 名)

問18-1 2022年度実施予定事業

	名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1	広報啓発	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	罗加了足石奴	时 規
	男女共同参画ウェブサイト	「あきた女性の活躍応援ネット」を運営し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する様々な情報を提供する。		通年
	男女共同参画推進月間	男女共同参画推進月間(6月)に広報啓発を行うとともに、「ハーモニーフェスタ2022」を開催し、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。	400人	6月
	メディアによる情報発信事業	女性の活躍推進に取り組む企業の好事例をあらゆるチャネルを活用して 情報発信し、県内企業へ横展開しながら、企業経営者等の理解促進や 意識啓発を図る。	12社	7~9月
	女子学生による県内企業の魅力発信	県内外の女子学生が、女性が活躍する県内企業へ訪問し、職場風景や 企業の取組のほか、女性従業員のライフスタイルについての取材記事を 作成し、同世代の若年女性が興味を持つような企業情報等を発信する。	30社	10月
	若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業	常年女性の県内定着に関する県民意識の醸成を図るため、講演などの 啓発イベントを開催する。 ※(一財)地域活性化センターと共催	300~400人	11月
	表彰 秋田県男女共同参画社会づくり表彰	男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人又は団体、及び従来女性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性又は団体、従来男性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた男性又は団体を対象として表彰する。	2者	6月
	秋田県女性の活躍推進企業表彰	女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりなどの取組が顕 著な企業を対象として表彰する。	4社	9月
	秋田県子ども・子育て支援知事表彰	仕事と家庭·育児を両立するための取組が顕著な企業を対象として表彰する。	2社	9月
	講座 男女共同参画センターにおける各種講座	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくり 基礎講座、地域で活躍する人材を育成するための講座、女性の管理職 やリーダーを育成するための研修会を開催する。		通年
	相談事業 一般相談	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談 を実施する。		通年
	専門相談(法律)	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する法律相談 を実施する。		年6回
	情報収集・提供 図書、ビデオ、資料等の収集、展示、貸し出し	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書等の購入、配架、貸し出しを行う。		通年
	苦情処理 男女共同参画苦情調整会議	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による苦情の調整を行う。		必要時
1	交流促進 男女共同参画センター利用者懇談会	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と男女共同参画への関心と理解を深める。		年2回 (各セン ター毎に 実施)
	女性の活躍推進プロジェクト「ラウンドテーブル」の開催	働く女性のネットワークを官民一体で構築し、相互研鑽を行うラウンド テーブルをWEBの活用により定期的に開催する。	60人	四半期毎 に年4回
	企業・NPO法人との連携・働きかけ 男女共同参画職場づくり事業	県の入札参加資格審査において、一定の条件を満たす事業者に評点を 付与することで、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。		4~1月
	あきたのリーダー理解促進事業	女性活躍を積極的に推進するなど顕著な取組を実践する企業経営者による講演などの啓発イベントを開催する。	200名	9月
,	「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業への 総合的支援	企業における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスに関する対応をワンストップ化し、女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による制度周知等の啓発や相談への対応のほか、女活法・次世代法に基づく行動計画の策定や取組を実践する企業に対して指導・助言できる専門アドバイザー(社会保険労務士)を派遣するなど、企業へのサポートを総合的に実施する。		通年
	あきた女性の活躍推進会議等の開催	経済団体、労働団体、行政等の関係機関による情報共有や意見交換を 行い、女性の活躍推進の気運醸成と女性が活躍できる環境づくりを推進 する。		10月
9.	国際交流・海外派遣事業			
	調査研究 あきたの男女共同参画(年次報告)	第5次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況や、市町村及び男女共同参画センターの状況をとりまとめ、年次報告を作成する。		12月
	その他 地域連携ネットワーク会議	あきたF・F推進員や地域で活動している女性団体等を支援し、ネットワーク化を図るとともに、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。		年2回 (各セン ター毎に 実施)

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

	議	会	名	秋田県議会								
				•		1. 明記した規定がある。						
	~ . I . 			##/###		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。						
議貝0	り出産をク	(席争田	として明記した	規定(産休を含む)の	有 無	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1					
						4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。						
(欠席	事由として	て明記した	た規定がある場	릚合について)								
	することが		木業期間			1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。						
第六-間)以		用者は、 する予定	この女性が休業	妊娠の場合にあつてに を請求した場合におい		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	2					
2. 使. ただし	用者は、 、産後六	崔後八週 週間を経	間を経過しない 過した女性が	ヽ女性を就業させては 請求した場合において 務に就かせることは、	、その者	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	2					
ない。						4. 期間の定めはない。						
出産に	こ係る産育	前産後期	間を明記した規	記定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1					
	+	見則名	ζ	秋田県議会会議規則	III	2. 注前性区別間と対応した例だらない。						
	,	龙 则 仁	1	秋田 宗硪云云硪况只	!!]							
明記し	した規定(規則、条 内容	例、別表等)の	を得ない事由のためばならない。 2 前項の規定にか 胎妊娠の場合にある	出席する。 かわらず、 oては、十四	出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他 ことができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け 議員が出産のため出席することができないときは、当該出産の予定日の八 四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の 内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出	出なけれ 週間(多 0日)後八					
						1. あり						
休吧点	か期間の	品酬につ	いて、減額の規	皇の右無		2. &L	1					
PK HIX U	/J 79] [¤] V J 4	収的川こう	いて、原始の方	t/CO/H #			'					
						3. その他()						
	Ħ,	見則名	á	県議会議員の議員幸	服等に関	する条例						
議会の	D欠席事 _E	由として、	明記した規定の	議会議員が感染症の 一項に規定する患者	D予防及び 活若しくは無	ーを乗じて得た額とする。ただし、当該長期欠席が出産、公務上の災害又に 「感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第 採症状病原体保有者であることによるものであるときは、この限りでない。						
					2 明記し 3 明記し	た規定がある。 た規定はないが、運用上認めている。 た規定がなく、運用上も認めていない。 た規定がなく、過去に事例がない。						
			配偶者の出産			1						
			育児			1						
			家族の看護			1						
			家族の介護			1						
			疾病			1						
			その他			1 家族の弔事						
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)						
議員の	の利用する	ることのて	できる保育施設	等の議会での設置・提	是供状況	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	4					
<u> </u>						4. なし						
						1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも						
議員の	の利用する	ることのて	できる授乳室等	の議会での設置・提供	! 状況	全む 全部 全部 全部 全部 全部 全部 全部	4					
						3. 設置または提供する予定である。						
						4. なし						
= ニュー	議会におけるハラスメント防止に関する取組					1. 行っている。	4					
議去に	このける /	・ノスメン	この正に関する	リタズ不旦		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1					
						1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。						
						2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。						
						3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。						
	いる取組 をしている					秋田県職員に対するハラスメント(セク シャルハラスメント及びパワーハラスメン 4. その他 (ト)の防止について、議会運営員会にお) いて申し合わせ、各議員へ文書通知して	0					
1						いて申し合わせ、各議員へ又書通知している。						
	ŧ	見則名	,									
明記し			ュ 例、別表等)の	1								
		内容		Ī								

(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修 教材」の利用	 利用している。 利用していないが、今後利用予定である。 利用していない。 	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割の明確な位置付け

	イルスの女性の方になる方面にいっ	
Γ	1. 位置付けられた規定がある。	
	1 2. 位置付けられていない。	
L	3. その他(不明等)	
	計画、指針名	秋田県地域防災計画
	該当部分の規定	第2編 一般災害対策 / 第1章 災害予防計画 / 第5節 避難計画 第2 市町村の実施範囲 12 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備 市町村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常 時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共 同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市町村の男女共同担当部局は、 災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の 調整に努めるものとする。 第3 県の実施節囲 10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議 し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。

調査時点コード:	1
吻鱼呀杰一 1.	

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) (

1. 都道府県における首長等の状況

知	知 事		2 1. 女性 2. 男性	任期:	2021	2021年4月20日		~	2025年4月19日			
副	知	事		2		(女性	0 人、	男性	2	人)		

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

設 置	設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付してい 審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
_	都道府県防災会議(会長を含む)	61	6	9.8	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	6	10.0	
	4日 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す	17	1	5.9	
	3個員 3月 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機		+		
	- 関の女	1	0	0.0	
	内 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	1	8.3	
	計 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 者	4	3	75.0	
2	国土利用計画地方審議会	11	3	27.3	
	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	25	1	4.0	
× 5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、偏考欄に「6と統合」と記入する。				
	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	32	7	21.9	
	精神医療審査会	25	5	20.0	
	都道府県生活衛生適正化審議会 都道府県医療審議会	18	4	22.2	
	准看護師試験委員会	10	5	50.0	
	麻薬中毒審査会				
	地方社会福祉審議会 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21 15	6 3	28.6 20.0	
	国民健康保険事業の運営に関する協議会	10	1	10.0	
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3	
	都道府県農業共済保険審査会		_		
	都道府県森林審議会 都道府県建設工事紛争審査会	14 10	5 4	35.7 40.0	
_	建築審査会	7	3	42.9	
	都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	都道府県都市計画審議会	16	4	25.0	
	開発審査会 私立学校審議会	5 9	4	20.0 44.4	
	石油コンビナート等防災本部	22	1	4.5	
× 25	公害健康被害認定審査会				
× 26	安素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 27	都道府県児童福祉審議会				
	地方港湾審議会 土地区画整理審議会	22	7	31.8	
	土地区画館建备職会	20	15	75.0	
	介護保険審査会	15	5	33.3	
	都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	感染症の診査に関する協議会 警察署協議会	75 119	12 54	16.0 45.4	
_		119	34	45.4	
× 36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	都道府県国民保護協議会 地方独立行政法人評価委員会	60	3	5.0	
•	市街地再開発審査会	5	2	40.0	
× 40	都道府県職員委員会				
	自然再生協議会	16	1	6.3	
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	0	0.0	法律、会計又は公益注 人に係る活動に関する 優れた見識が求められ、県内において候れ となる人材が限られた ため。
43	後期高齡者医療審査会	9	2	22.2	72070
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	0	0.0	全委員を職務指定しいるから
	指定難病審査会	10	0	0.0	全委員を職務指定しいるから 全委員を職務指定し
47	小児慢性特定疾病審査会	2	0	0.0	全委員を職務指定し いるから
_	行政不服審査会	9	3	33.3	
_	地域医療対策協議会 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	20	4	20.0	
51					
52					
53		700	400	0.7	
	合 計	766	189	24.7	1

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	61	15	24.6	•
	女性委員0の委員会数	2			